

第1条（元利金返済額等の自動支払）

1. 借主は、元利金の返済のため、各返済日（返済日が銀行の休日の場合は、その翌営業日、以下同じ。）までに毎回の元利金返済額（半年ごと増額返済併用の場合は、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。

2. 銀行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済が遅延することになります。

3. 毎回の元利金返済相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元利金返済額と損害金の合計をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

第2条（繰り上げ返済）

1. 借主が、この契約による債務を期限前に繰り上げて返済をする場合には、繰り上げ返済日の3営業日前までに銀行に通知するものとします。

2. 繰り上げ返済を行う場合に未払利息があるときは、繰り上げ返済日に、その日までの未払利息ならびに半年ごとの増額返済部分の未払利息の全部を支払うものとします。

3. 借主が繰り上げ返済をする場合には、銀行店頭に表示された所定の手数料を支払うものとします。

4. 一部繰り上げ返済をする場合は、前3項によるほか、下記条件において、繰り上げ返済後の返済方法を設定するものとします。

（1）当初契約の融資期間を延長しないものとします。

（2）据置期間を設けないものとします。

（3）半年賦償還額を増額しないものとします。

（4）借入利率等の他の借入要項記載条件については変わらないものとします。

第3条（担保）

1. 担保価値の減少、借主または保証人の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、銀行からの請求により、借主は遅滞なくこの債権を保全しうる担保、保証人を立て、またはこれを追加、変更するものとします。

2. 借主は、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により銀行の承諾を得るものとします。銀行は、その変更等がなされても担保価値の減少等債権保全に支障を生ずるおそれがない場合には、これを承諾するものとします。

3. この契約による債務の期限の到来または期限の利益の喪失後、その債務の履行がない場合には、担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により銀行において取立または処分のおそれがない場合、その取得金から諸費用を差し引いた残高を法定の順序にかかわらず、この契約による債務の返済にあてることができるものとし、なお残債務がある場合には、借主は直ちに返済するものとします。また、この契約による債務の返済にあてた後、なお、取得金に余剰の生じた場合には、銀行はこれを取立または処分前の当該担保の所有者に返還するものとします。

4. 借主の差入れた担保について、事変、災害、輸送途中のやむを得ない事故等銀行の責めに帰すことのできない事情によって損害が生じた場合には、銀行は責任を負わないものとします。

第4条（期限前の全額返済義務）

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの通知催告等がなくとも、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

（1）借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに元利金（損害金を含む）を返済しなかったとき。

（2）借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明になったとき。

（3）支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき。

（4）預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。

（5）手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

2. 次の各場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

（1）借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。

（2）借主が第3条第1項もしくは第2項または第8条の規定に違反したとき。

（3）銀行との取引約定の一つでも違反したとき。

（4）銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。

（5）借主が振り出した手形の不渡りと借主が発生記録した電子記録債権の支払不能とが、6か月以内に生じたとき。

（6）担保の目的物について差押えまたは競売手続の開始があったとき。

（7）前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第5条（銀行からの相殺）

1. 銀行はこの契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または前条によって返済しなければならぬこの契約による債務全額と借主の銀行に対する預金等の債権とをその債権の期限のいかににかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。

2. 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の債権の利率については、銀行の預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とした日割で計算します。

第6条（借主からの相殺）

1. 借主はこの契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金等の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。

2. 前項によって相殺する場合、相殺できる金額、相殺に伴う手数料等については第2条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の3営業日前までに銀行へ書面により通知するものとし、預金等の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。

3. 第1項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定の定めによります。

第7条（債務の返済等にあてる順序）

1. 銀行から相殺する場合に、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。

2. 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務の他に銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。

なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。

ます。

3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。

4. 第2項のなお書または第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第8条（代わり証書等の差入れ）

事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代わり証書等を差し入れるものとします。

第9条（印鑑照合）

銀行が、この取引にかかわる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押捺の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第10条（費用の負担）

1. 次の各号に掲げる費用は借主が負担するものとします。
 - (1) 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用。
 - (2) 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用。
 - (3) 借主に対する権利の行使または保全に関する費用。
 - (4) 住宅ローン保証料、火災保険料、確定日付料、印紙代、公正証書作成に関する費用等その他一切の費用。
 - (5) 保証提携先（または保険者）が要した前4号に規定する費用。
2. 借主が負担する前項各費用は銀行が必要と認めたときは、第1条に準じてその費用相当額を借主名義の預金口座から払出しのうえ、それぞれ充当することができるものとします。

第11条（届出事項）

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、直ちに銀行に書面で届け出るものとします。
2. 借主が前項の届出を怠ったため、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとします。

第12条（報告および調査）

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、担保の状況ならびに借主および保証人の信用状態について直ちに報告し、または調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、担保の状況、または借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとします。

第13条（債権譲渡）

1. 銀行は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては信託を含む）することができるものとします。
2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含む）の代理人になるものとします。借主は銀行に対して、従来どおり借入要項に定める方法によって毎回の元金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第14条（団体信用生命保険）

借主は、この契約による債務について、団体信用生命保険の加入が認められている場合で、借主が加入を選択し、かつ保険会社に参加を認められたときは、次の各項を承認します。

1. 借主は銀行を保険契約者ならびに保険金受取人とし、銀行の指定する生命保険会社を保険者とする団体信用生命保険契約に被保険者として加入します。なお、保険料は銀行の負担とします。
2. 保険金額はこの債務の金額を基準とし、その算定は銀行所定の算出方法によるものとします。
3. 本条第1項の保険契約に基づき、借主は生命保険会社に対する告知事項についてはすべて事実を記載します。
4. この債務が存続する間に、団体信用生命保険契約に定める保険事故が発生したときは、借主または借主の親族は遅滞なく銀行に通知のうえその指示にしたがいます。
5. 前項により銀行が保険者から保険金を受領したときは、銀行は債務の期日の前後ならびに法定の順序にかかわらず本債務に充当することができます。ただし、借主が団体信用生命保険加入後2年を経過するまではこの約定による本債務が存続するものとし、本債務の消滅、担保解除および約定書返却等は本借入後2年を経過した後とします。
6. 前項により受領した保険金によって補填されない残債務があるときは、銀行の請求により直ちに弁済します。
7. 本条第5項但し書きの留保期間内に、万一借主の告知義務違反等により保険者から銀行が保険金の返還を請求されたときは、返還すべき金額に相当する債務を直ちに弁済します。また、告知義務違反その他団体信用生命保険約款の定めにより銀行が保険金を受領できないとき、受領した保険金の返還を請求されたときは、留保期間経過後といえども当然借主の債務は残存するものとします。

第15条（個人情報情報機関への登録と利用）

1. 借主は、この契約に基づく借入金額、借入日、最終返済日等の借入内容にかかる客観的事実について、借入契約期間中およびこの契約による債務を全額返済した日から5年間、銀行が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関の加盟会員ならびに同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員が自己の取引の判断のために利用することに同意します。
2. 借主は、次の各号の事実が発生したときは、その事実について、各号に定める期間、前項と同様に登録され、利用されることに同意します。
 - (1) この契約による債務の返済を遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、遅延した日から5年間。
 - (2) この契約による債務について保証提携先など第三者から銀行が支払を受け、または相殺、もしくは担保権の実行等の強制回収手続により銀行が回収したときは、その事実発生日から5年間。

第16条（合意管轄）

借主および連帯保証人は、この契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には銀行本店またはこの取引の属する支店を管轄する裁判所を管轄裁判所と定めます。

第17条（成年後見人等の届出）

1. 借主および連帯保証人またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行へ届けるものとします。
2. 借主および連帯保証人またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって銀行へ届けるものとします。
3. 借主および連帯保証人またはその代理人は、すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届けるものとします。
4. 借主および連帯保証人またはその代理人は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届けるものとします。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。

第18条（反社会的勢力の排除）

1. 借主および連帯保証人は、借主、連帯保証人および担保提供者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していることが認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主および連帯保証人は、借主、連帯保証人および担保提供者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 借主、連帯保証人および担保提供者が、前第1項各号のいずれかに該当する行為をし、または前第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求によって、借主は、あらかじめ求償債務を負い、この契約による債務のほか銀行に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を弁済するものとします。
4. 前項の場合において、借主が住所変更の届け出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、銀行からの請求が延着または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に期限の利益が失われたものとします。
5. 第3項の規定により、借主、連帯保証人および担保提供者に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主および連帯保証人がその責任を負います。
6. 第3項の規定により債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第19条（保証）

1. 保証人は、借主がこの契約によって負担する一切の債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行についてはこの契約にしたがうものとします。
2. 保証人は、借主の銀行に対する預金その他の債権をもって相殺は行わないものとします。
3. 保証人は、銀行が相当と認めるときは、担保または他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。
4. 保証人がこの契約による保証債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、借主と銀行との間に、この契約による残債務または保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、銀行の同意がなければこれを行使しないものとします。
5. 保証人が借主と銀行との取引について他に保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、他に限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証の額を加えるものとします。保証人が借主と銀行との取引について、将来ほかにも保証した場合にも同様とします。
6. 銀行は、保証人より請求があったときは、遅滞なく、主たる債務の元本及び利息、違約金、損害賠償等その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供します。
7. 保証人は、その印章、名称、商号、代表者、住所その他銀行に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面により銀行に届け出るものとします。保証人が届出を怠り、または保証人が銀行からの通知を受領しないなど保証人の責めに帰すべき事由により、銀行が行った通知または送付した書類が延着もしくは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとします。
8. 債務者と保証人は、銀行がいずれか一方に対して債務の履行を請求した場合、他方に対してもその効力が及ぶこと、および債務者または保証人が複数あるときの債務者相互間または保証人相互間においても同様であることを了承します。

第20条（規定の変更）

1. 銀行が、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定または借入要項中の定め（利率、返済額、返済日に関する事項は除く）を変更する必要があるときには、民法548条の4の規定に基づいて変更できるものとします。
2. 銀行は、第1項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。

お知らせ

1. 規定第4条により借主にこの債務の全額返済義務が生じた場合には、銀行はこの債務の保証提携先に対してこの債務全額を請求することになります。
2. 保証提携先が借主に代わってこの債務全額を銀行に返済した場合は、第14条に規定する団体信用生命保険の被保険者から脱退することになります。また、借主は保証提携先にこの債務全額を返済することになります。

以上

(2020.4.1現在)